

第18回働く婦人の福祉運動資料

働く婦人の能力を高めよう

労働省婦人少年局

パンフレット No.67

1970・9

は　じ　め　に

労働省婦人少年局では、昭和28年以来「働く婦人の福祉運動」を実施してきました。今年はその第18回目にあたります。

この運動は、婦人労働者が、産業のにない手として、重要な役割りを果していることを、広く、労、使、社会一般に知らせるとともに、婦人労働者の母性をまもり、その地位をたかめることについて、理解と協力を促すことを目的とし、毎年目標をかかげて全国的に実施しています。

本年は、「働く婦人の能力の開発向上を図る。」を目標としました。婦人が高い職業能力をもつことは、経済社会の期待にこたえるばかりでなく、婦人自身にとつて、豊かな生がいのある職業生活をいとなむ上からも大切なことと考えます。

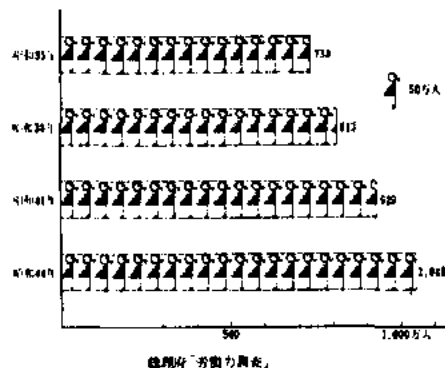
このパンフレットは、働く婦人のうごきと、今年の運動の目標を知つていただくために作りました。働く婦人の方々にご活用いただければ、幸いです。

1970年9月

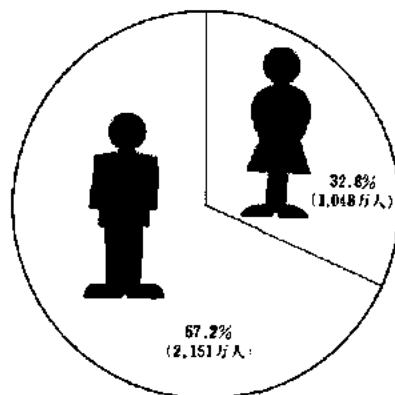
労働省婦人少年局

I 働く婦人のうごき

働く婦人の数は年々ふえています
昭和44年には1,048万人になりました



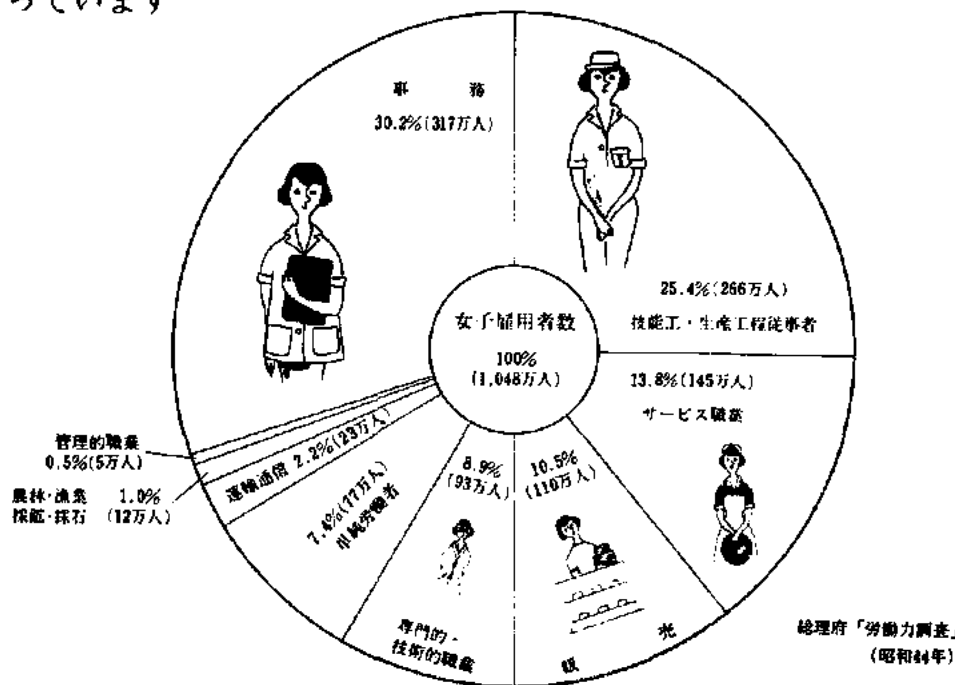
働く婦人は雇用者総数の
3分の1をしめています



総理府「労働力調査」(昭和44年)

婦人はあらゆる分野で働いています

とくに、事務従事者・技能工・生産工程従事者・サービス職業従事者の割合が高くなっています



最近、従来男子がついていた職種に女子をつける事業所がふえています

ところ年の間に従来男子がついていた職種に新たに女子をつけた例には次のようなものがあります。

プログラマー

自動車組立工

試験工

各種事務員

機械部品組立工

分析工

旋盤工

可塑物成型工

塗装工

プレス工

製図工

溶接工

写真工

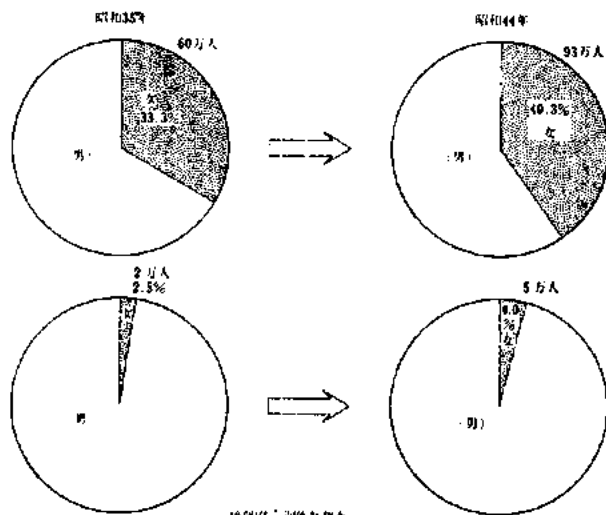


労働省婦人少年局「女子労働者の就労状況の変化に関する調査」(昭和44年)

婦人の中にはすぐれた知識や技術をいかして働く人達がふえています

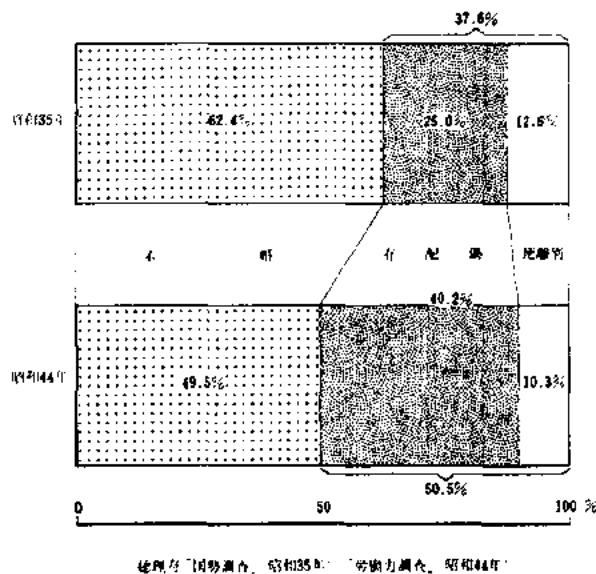
たとえば、技術者、教員、医師、歯科医師、薬剤師、助産婦、保健婦、看護婦等専門的技術的職業や管理的職業について働く婦人がふえています

職業従事者の
専門的技術的
管理的職業従事者



働く婦人の半数は既婚者です

働く婦人の中にしめる既婚者の割合は上昇を続け、昭和44年には50.5%になっています



Ⅱ 働く婦人の能力を高めよう

B 使用者は、婦人労働者は職業能力を高める努力をしないとよくいいます。

たとえば ○仕事について、考えたり、工夫したりしない。

(○むずかしい仕事をいやがる。

○教育訓練の機会を与えてもいやがる。

○新しい仕事に変わることをこばむ。

○責任ある仕事につきたがらない。

などをあげ、補助的仕事しかできないので、能力を高めるための配慮をしても、たいして役にたかないと、批判しています。

これに対して、働く婦人の方では、能力を高めるための条件が整っていないといえます。

たとえば ○ひとりびとりの能力や、適性にみあつた配置が考慮されていない。

○仕事が、何年勤続しても変わらない。

○経験をいかせる判断や工夫の機会にめぐまれない。

○昇進、昇格に限度があり、将来の自分の地位の見とおしや保障がない。

○職業についての教育訓練などの機会が少ない。

などをあげ、職場に長くとどまる気力や、能力向上の意欲を失なつていくと、なげいています。

では、能力を高め、有能な職業人となるためにはどうしたらいいのでしょうか。

みんなで考えてみましょう。

1. 研修や、教育訓練の機会を積極的に活用しましょう。

技術革新の時代におくれないよう、より高い仕事にすすめるよう、作業の変化に応じられるよう、新しい知識や技能を吸収することが必要です。

○企業の中にどんな教育訓練や研修の機会があるのか、たしかめておきましょう。

○企業の外での教育訓練の場も、しらべておきましょう。

○資格をとることや、技術を習うことなど、長期的な計画を立てておきましょう。

2. 仕事の経験をつみ重ね、ひろげる努力をしましょう。

有能な職業人として認められるよう、自信をもつて仕事をすすめられるよう、実力を身につけることが必要です。

○自分の仕事が、どのように、企業全体と結びついているかを、正しく知りましょう。

○日常の仕事に、独創と、工夫をはたらかせましょう。

○新しい仕事や、責任あるポストに、ためらわずつきましょう。

○また学びえた仕事の経験は、後輩に正しくひきつぎましょう。

-

今日、経済社会は、労働力不足というきびしい問題をかかえ、企業も働く人の資質の向上について、深い関心をもちはじめています。

働く婦人が、職場で能力をのばしていくのに、良い機会だといえるでしょう。

第18回働く婦人の福祉運動実施要綱

1. 趣 旨

働く婦人の福祉運動は、経済社会における婦人労働者の果たす役割りと、その重要性を広く社会一般に知らせるとともに、婦人労働者の母性をまもり、その地位をたかめることについて労、使、民間団体、関係機関等の理解と協力を促すために例年9月に行なうものであるが、本年は下記によつて第18回の運動を実施する。

2. 目 的

働く婦人の能力の開発向上を図る

1970年代を迎えて、婦人労働者に対する経済社会の期待が一層増大しており、この要請にこたえて、婦人労働者の資質をたかめることは、極めて重要な課題であると考えられるが、一方、婦人労働者を「補助的労働力。あるいは「一時的労働力」とみる考え方が使用者、労働者自身ならびに社会一般の間に少なくなく、現状において婦人の能力は、十分開発されているとはいえない。

婦人労働者の能力が高まることは、経済社会の発展にとつて必要であるばかりでなく、婦人労働者自身の生活を豊かな生きがいのあるものにするうえで意義が大きい。

そこで本年は、婦人労働者の能力の開発向上について、婦人労働者自身が自発的・積極的に努力をするよう促すとともに、企業ならびに社会一般に対し、その機会の拡大充実に努めるよう促し、もつて婦人労働者の本格的労働者としての地位の確立を図る。

3. 運動の重点

婦人労働者に対し

- ・教育訓練の機会を積極的に活用するよう促す

- ・仕事の経験をつみ重ねひろげる努力を促す

使用者に対し

- ・婦人労働者に教育訓練の機会をひろく与えるよう促す
- ・婦人労働者の能力を有効に発揮できるような管理体制の整備を促す
- ・社会一般に対し
- ・婦人労働者の能力の開発向上の必要性についての認識を深める
- ・婦人労働者の能力の開発向上のための施設・制度の整備を促す

4. 期 間

昭和45年9月15日(火)～9月24日(水)

5. 主 唱

労働省婦人少年局

6. 協力を依頼する機関

労働組合、使用者団体、職能団体、婦人団体、教育機関、報道機関、関係行政機関、その他

7. 主催機関が行なう事項

- 婦人職場指導者セミナー(中央)
- 本運動の目標を周知徹底させるための行事の開催(地方)
- 広報機関を通しての広報活動
- 資料の作成、配布
- その他

8. 関係団体・機関に協力依頼する事項

- 本運動の趣旨にそつた行事の開催
- 本運動の趣旨にそつた諸行事への働く婦人の参加

1970年8月20日 印 刷

1970年9月1日 発 行

働く婦人の能力を高めよう

東京都千代田区大手町1-3-1

発 行 者 労働省婦人少年局

印 刷 所 株式会社 真 成 社